

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 27 年 5 月 18 日現在

機関番号：82403

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2014

課題番号：23510341

研究課題名(和文) 経済インフラの社会ジェンダー分析 貧困削減と食糧の安全保障へ向けて

研究課題名(英文) Gender analysis of economic infrastructure for poverty reduction and food security

## 研究代表者

田中 由美子 (Tanaka, Yumiko)

独立行政法人国立女性教育会館・その他部局等・研究員

研究者番号：60571221

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 4,200,000円

研究成果の概要(和文)：灌漑稲作インフラの導入による農村近代化過程における女性の地位の変容に関し、貧困及び食料の安全保障に関連する土地に関わる諸権利の分析をおこなった。近代化が農村女性に与える負の影響に関する仮説についてタンザニア農村における政府の土地配分と慣習的耕作権、土地権の近代化、土地の管理権、土地権の個人及び地域社会の価値観の変容の側面から検証した。結果、土地権の近代化は平準的に農村女性の地位向上に繋がらず、女性は家族・婚姻・ジェンダー関係の多義性のなかで選択と行為を組合せている。本研究は過去26年間の土地権とその選択の変容に関わるデータを定性・定量的に分析し国際協力における政策支援への新たな視座を提示した。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this study, which is an empirical examination of gender equality in international cooperation, is to analyze the various rights involving land (i.e. land rights) of women in rural villages in the Kilimanjaro Region of Tanzania, and by clarifying the process and mechanism by which rural women make a valuable choice involving land rights, to study the implications for development policies. In Tanzania, land ownership in rural areas is a key means of generating cash income necessary to purchase food and otherwise sustain livelihoods, and of procuring food for personal consumption necessary for survival. I assess arguments presented in preceding studies, and study four hypotheses for the purpose of analyzing the ways in which it would be possible for rural women to make a valuable choice involving land rights and increase the feasibility of that choice. As for methodology, I gathered and analyzed all land registrant lists held by the water use committees.

研究分野：ジェンダーと開発論

キーワード：ジェンダー 土地権 近代化 タンザニア キリマンジャロ 慣習的耕作権 国際協力 開発政策

### 1. 研究開始当初の背景

開発途上国における国家主導の近代化は、その受益者が偏ることにより貧富格差や階層分化の拡大を招き、最貧困層であるマイノリティーや女性の慢性的周縁化につながってきたという批判がある。一方で、近代化の過程で住民男女は社会資本や多様な生存戦略を通じ、「価値あると思うこと」の主体的な選択肢の幅を広げてきた。日本の国際協力がアフリカにおいておこなってきた農村・農業の近代化への支援に関し、社会・ジェンダー要因の分析を通じてのインパクト検証は十分におこなわれていない。

### 2. 研究の目的

近代化過程におけるジェンダー平等論の実証的検証として、農村女性の土地に関わる諸権利(土地権)に着目した分析をおこない、農村女性が土地権に関連した「価値あると思う」ことを選択する過程およびメカニズムを明らかにすることを通じ、開発政策へのインプリケーションを検討する。

### 3. 研究の方法

日本が1970年代から農業近代化を支援してきたタンザニア国キリマンジャロ州ローアモシ灌漑稲作地区(LMIS)を対象とし、

(1) 政府の開発事業による土地再配分がおこなわれると農村女性は土地(耕作地)の慣習的耕作権および所有権を剥奪されるのか、

(2) 土地権の近代化を進めると農村女性の土地権は経時的に失われるのか、(3) 農村女性が、土地(耕作地)の自己名義登録をすれば土地の管理権(営農権、収益権、処分権)を有することができるのか、(4) 地域コミュニティは、慣習法にもとづき、女性の土地(耕作地)の所有権を認めないのか、という仮説に基づき検証をおこなった。調査方法としては、灌漑稲作地区の農民男女を中心に半構造的な面談調査及び質問票調査を実施し定性的・定量的分析をおこなった。

### 4. 研究成果

タンザニアの土地法(1999)および村土地法(1999)では、土地は国家に帰属し、人々および村落には占有権(rights of occupancy)のみが付与される。都市部、投資促進地および保護区などには近代的な制定法が適用される一方で、村落の土地所有に対しては慣習法が適用されるという多重構造がある。しかし村落では慣習法のもとでの土地相続・譲渡・売買がおこなわれている。

タンザニアでは、農村における土地所有は、食料および生計を営むために必要な現金所得の創出、および生存に不可欠な自家用食料を調達する主要な手段であるが、全農家の約6割は、2ha以下の耕地しか所有しない小農であり、そのうち1ha以下しか所有しない零細農家は全体の31%を占める(URT 2010)。さらに、農村地域における農林業の女性労働力

率は約92%と高いが(URT 2012:50)、女性の農地所有者率は19%、所有面積は13%に過ぎない。しかもこれは慣習的所有権

(customary rights)を含めた数値である。女性の土地所有率の低さは、生計のみならず、農業・灌漑組織への参加や融資機関の利用機会を阻んでいる。

農村女性が土地に関わる諸権利を取得することに対する障害要因には、慣習的な男性中心の所有・相続制度がある。農家の世帯主は通常男性であり、女性は婚姻制度に関わる慣習的な差別規範により死別・離婚などの場合に財産権や相続権を剥奪される(Daley 2008)。土地権の剥奪は、それに付随する収益権や営農権、さらに水利権の喪失であり、女性のみならず女性に依存する子どもや家族の暮らしに影響を及ぼす(URT 1994)。

本研究では、LMISにおける土地所有者のデータ分析から男女別の土地所有に関して、女性のほうがより小規模所有であることがわかった(図1)。

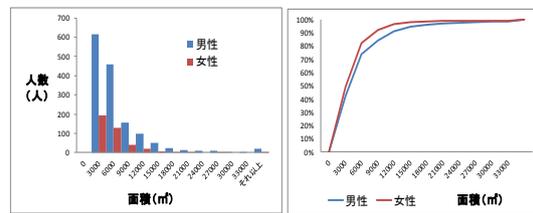


図1 LMISの男女別土地所有面積(度数分布)

主な調査結果は以下のとおりである。第一に、LMISでは、政府による土地再配分に際し、農村女性は必ずしも慣習的耕作権・所有権を全面的に剥奪されたわけではなく、女性は慣習的耕作権・土地権を選択することも可能であることがわかった。女性が慣習的耕作権・所有権を自己名義登録した場合には、慣習権が公的に認知され、女性は自己名義登録した土地の管理権を行使できる傾向が強くなる。

農村女性が、土地権を取得する方法には、開墾による割譲、政府による土地再配分、相続、贈与、購入などがあり、LMISにおける1987年の土地再配分にあたり、灌漑開発事業により土地再配分が行われる場合には、従前地において慣習的耕作権・所有権を有していた女性はその権利を剥奪され、経済的にも社会的にも地位が低下するわけではなく、女性も自己名義で土地登録をおこない、土地権の回復にも参加するという選択をしたことがわかった。

さらに、女性が土地権を取得できた要因として、夫婦が別々に登録、従前地での土地証明書(領収書)の保有、土地配分委員会や苦情処理のための委員会への女性の参加、地域の女性リーダーの役割、離婚した女性やシングル・マザーなどが土地取得を「価値あると思うこと」として選択し土地登録をしたことなどがあることがわかった。

第二に、LMISにおいては過去26年間に

女性の土地権が経時的に拡大してきたことがわかった。その背後には、農村女性が土地権の取得を「価値あると思う」こととして捉え、選択し、表出・行動することがある。図2～6は、LMIS内の上流、中流、下流の地区の経年比較である。

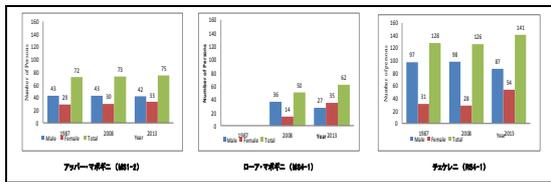


図2 土地所有者数の変化 (1987～2013年)

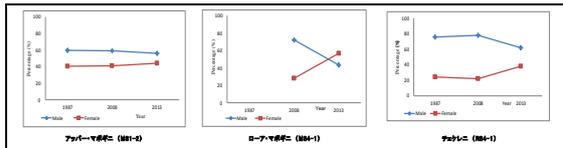


図3 土地所有者の男女比の変化 (1987～2013年)

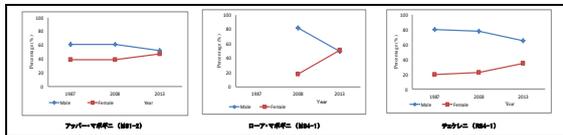


図4 土地所有面積の男女比の変化(1987～2013年)

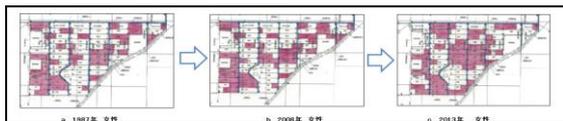


図5 女性の所有地の変化：上流 (1987～2013年)

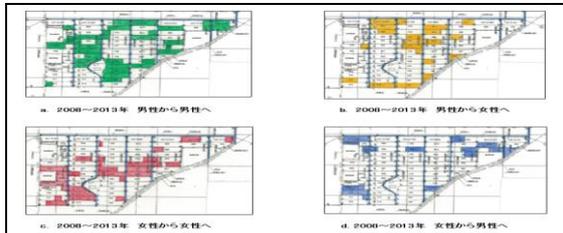


図6 男女間の所有地の変化：上流 (2008～2013年)

第三に、女性の土地所有の形態として、土地の名義登録をするだけではなく、土地の管理権（営農権、収益権、処分権）を有することが、女性にとっての「価値あると思う」ことを選択につながるようになった。自己名義を有するのみでは、必ずしも全ての管理権が保証されるわけではない。しかし逆に、管理権のうち収益権と営農権が継続的に保障されるのであれば、自己名義登録をあえて選択しないことが、女性にとって「価値あると思う」選択になっていることがあることもわかった。

第四に、地域社会は慣習法に基づき、男性のみの土地権を擁護するわけではないことがわかった。地域コミュニティは、社会的認知や公的行為を通じ、女性の土地権の拡大に貢献する選択をおこなうことが可能である。書面による遺言書により、家族構成員（息子、娘や妻）に土地を相続させることのほうが、クランや親族などの大家族の構成員に

土地を相続させるより、「価値あると思う」選択に変化している。

地域社会の慣習が女性の土地権の拡大を阻む要因であるという、タンザニアのジェンダー土地作業委員会の論証を検討した。調査方法としては、自己名義登録し土地所有をしている者、自己名義登録していないが土地所有している者、および土地の非所有者に対して、誰に土地を相続させるか、遺言を作成・残すかと言う質問を通じて、分析をおこなった。調査結果として、男女ともに娘より息子に相続させるという回答が約2倍あり、依然として男子相続が優先されていることがわかった。しかし、娘にも相続させる、娘と息子の両方に平等に、あるいは面積に差異をつけつつも、両方に相続させるという新しい選択が発現していることもわかった。

多様な地域社会（村落評議会やブロック会合など）が、クラン（氏族）や親族の意向に反し、女性が土地を相続することを公認するという社会変化が見られた。また相続を確実にするために、書面の遺言書を作成するという選択が男女ともに普及しつつある。このような選択の背景には、拡大家族から核家族への社会変容があると考えられる。遺言書は、親族ではなく、直系の家族が相続することを可能にし、さらに息子だけではなく、妻や娘も相続することを可能にする。遺言書は、生前贈与にも使用されることから、離婚や別居により困窮している女性にとって生活のニーズを充足させる選択肢の幅の拡大装置として機能しつつあることがわかった。

農村女性は、土地に関わる諸権利（土地権）について、家族・婚姻関係、固有の状況、ジェンダー関係、事柄の多義性との関連において、「価値あると思う」ことの組み合わせと選択を通じて、「価値あると思う」ことの行為に結び付けている。しかし、その実現可能性を高めるうえでは、地域コミュニティが農村女性の土地権を「価値あると思う」こととして選択することが助勢となる。女性と地域コミュニティの間の相互作用およびすでに表出している協同の契機を増幅していくことにより経時的な実現可能性が高まると考える。

本研究から得られた新たな知見を国際協力の政策策定および事業実施に適用することは、農村女性が「価値あると思う」ことを選択し、その選択の幅を広げ、広義のより良い暮らしの実現性を高めることに繋がると考える。

本研究の学術的意義としては、開発途上国の農村女性の土地権に関して性別所有者および所有面積、所有・管理・相続の形態にもとづく経時的変化を分析した既往研究はこれまでおこなわれていない。本研究では土地（灌漑稲作圃場）所有の経時的変化を分析することにより、既往研究では明らかにされてこなかった動的な女性の土地権の諸相および変化が明らかになり、変化の一定の要因

を帰納的に見出すことができ、新たな学術的貢献につながったと考える。

タンザニア政府の見解としては、農村地域においては「土地権の進化論」は採用しないということになっている (URT 1994: 255)。ただし、都市部や商業地域、観光開発地区などでは土地権の近代化が進んでいる。さらに、本論で対象とした LMIS は農村地域であるが、1987 年以降、タンザニア政府が国際援助機関と協働して土地再配分をおこない、慣習的に所有・耕作されていた地域に新たな半近代的な地権を確定しようとした地域である。半近代的というのは、村土地法 (1999) のもとでの慣習的所有権が併存しているからである。したがって、タンザニアの他の伝統的な灌漑地区と異なり、土地権の近代化が部分的に導入された地域であり、かつ慣習法の適用も残っているため、近代法と慣習法の適用がモザイク状態になっていると言える。ストレートな土地権の近代化ではなく、部分的な土地権の近代化 (土地の固有化、私有化、登記) が実現しつつある地域であり、特殊な地域であるともいえる。しかし、タンザニアでは耕作地の 6% しか灌漑施設が整備されておらず、政府は灌漑施設・圃場の近代化を優先的に進めて行こうとしているため、LMIS はタンザニアにおける農村の土地権の近代化を先取りしており、そのような地域において農村女性の土地権の分析をおこなうことは農村社会における土地権の変容に関する先駆的研究という学術的貢献があると考えられる。

従来の国際協力におけるジェンダー平等論は、ジェンダー平等を目指しているものの、政策としてのジェンダー主流化と、草の根レベルでの女性のエンパワーメントを進める開発アプローチは乖離しがちであり、ジェンダー平等を進めるための有効な方法論上の枠組み、および包括的なアプローチを提示するには限界があると指摘されてきた。本研究では、特に土地に関わる諸権利 (土地権) という資源と機会に注目し、農村地域に生きる女性の多様な機能および「価値あると思う」ことについての考察を通じ、ジェンダー平等論に実証的論拠を与えることに一定の学術的貢献ができたと考えられる。

さらに、近代化に対するフェミニスト批判として、大規模灌漑地区開発などの近代化がもたらす女性に対する負の影響が主張されてきたが、本研究はそれらの主張を必ずしも完全に反証することを意図したわけではない。女性に対する負の影響は継続的に出現している。むしろ本論では、慣習的な土地権が平面的に近代化されると女性の土地権が失われるということに対して反論しているのであり、女性の多様な立場や選択にもとづく土地権の近代化のあり様を、土地に関する所有・管理・相続に関わる価値や言説の分析を通じて、明らかにしようとしたものである。したがって、国際協力におけるジェンダー平等論の既成概念化しがちな近代化批判を深

化させ、固有の状況における女性の主体的な選択やジェンダーに基づく差異に着目する分析手法を採用することを通じて一定の学術的貢献ができたと考えられる。

最後に、残された研究課題は以下の通りである。第一に、農村女性の生計の多様化に関する研究である。土地所有者の約 9 割が零細・小規模農民であり、稲作の生産性を高めることが一義的には生計向上を図り貧困削減につながるが、リスクを回避するために、女性は生計の多様化戦略を採用しようとしている。第二に、包摂的社会的構築に関する研究である。LMIS には非土地所有者として、借地人、賃金労働者、請負監督者、家族労働者などが暮らしている。非土地所有者の女性は多様なニーズが充足されない状況にある。そのような女性も含めた非権利の構造の研究をすることにより、包摂的かつ不偏的 (impartial) なジェンダー平等社会を目指す国際協力への道筋が明らかにされると考える。第三に、質的データの計量分析など、データのさらなる活用による研究がある。未使用のデータの活用を通じてさらなる学術的および実務的貢献につながると考える。

#### <引用文献>

- Daley, Elizabeth. 2008. Gender, Uenyaji, Wealth, Confidence and Land in Kinyambo, *Women's Land Rights and Privatization in Eastern Africa*, Birgit Englert and Elizabeth Daley, ed., James Currey, Suffolk, UK, 61-82.
- Kissawike, Kalunde (2008). *Irrigation-based livelihood challenges and opportunities; A gendered technography of irrigation development intervention in the Lower Moshi irrigation scheme in Tanzania*, Ph.D. dissertation, Wageningen Universiteit, The Netherlands.
- Platteau, Jean-Philippe (1996) The evolutionary theory of land rights as applied to sub-Saharan Africa: A critical assessment, *Development and Change*, 27 (1) : 29-86.
- Tsikata, Dzodzi (2001). *Land tenure reform and women's land rights: Recent debates in Tanzania*, A paper prepared for the United Nations Research Institute for Social Development (UNRISD) Project on Agrarian Change, Gender and Land Rights, Geneva, Switzerland (draft paper).
- United Republic of Tanzania (URT) (1994) *Report of the presidential commission of inquiry into land matters, Vol. I: Land policy and land tenure structure*, The Ministry of Lands, Housing and Urban Development, in co-operation with the Scandinavian Institute of African Studies.
- (2010) *National sample census of agriculture 2007/2008: Preliminary report*, National Bureau of Statistics, Ministry of

- Finance, Dar es Salaam, Tanzania.  
— (2012) *Tanzania Gender Indicators Booklet 2010*, Ministry of Finance and Economic Affairs, Dar es Salaam.  
吉田昌夫 (1999) 「東アフリカの農村変容と土地制度変革のアクター—タンザニアを中心に」、池野洵 (編) 『アフリカ農村像の再検討』日本貿易振興会アジア経済研究所:千葉, 3-58.

## 5. 主な発表論文等

[雑誌論文] (計 2 件)

- ① 田中由美子、山路永司、Gendered Issues of Land Re-allocation and Water Rights: A Case in Lower Moshi Irrigation Scheme in Kilimanjaro Region, Tanzania (土地再配分および水利権をめぐるジェンダー課題の考察-タンザニア国キリマンジャロ州ローアモシ灌漑地区の事例から)、農村計画学会誌、31 巻、2012、pp.231-236.
- ② 田中由美子、山路永司、Sustainable Land Use and Water Management from a Gender Perspective: A Case in Irrigated Paddy Project in Kilimanjaro Region, Tanzania, International Journal of Environmental and Rural Development- IJERD: 4-2、2014、pp.27-32.

[学会発表] (計 2 件)

- ① 田中由美子、Gendered Issues of Land Re-allocation and Water Rights: A Case in Lower Moshi Irrigation Scheme in Kilimanjro Region, Tanzania. 土地再配分および水利権をめぐるジェンダー課題の考察-タンザニア国キリマンジャロ州ローアモシ灌漑地区の事例から、農村計画学会、2012年12月01日、島根大学松江キャンパス。
- ② 田中由美子、Sustainable Land Use and Water Management from a Gender Perspective : A Case in Irrigated PaddyProject in Kilimanjaro Region, Tanzania、International Society of Environmental and Rural Development (ISERD)、2013年01月20日、カンボジア、シエムリアップ、Build Bright University。

[その他]

- ① 田中由美子、Gender, Land Rights and Rural Development in Africa、EU/JICA International Seminar (招待講演) 2013 年 03 月 28 日ベルギー、ブリュッセル、Friends of EU.
- ② 田中由美子、JICA's Gender and Development Programs in Asia and Africa、アジア開発銀行 (ADB) External Forum on Gender (招待講演)、2012 年 08 月 02 日、フィリピン、マニラ、ADB 本部。
- ③ 田中由美子、東京大学新領域創成科学研究科博士論文「農村女性の土地に関わる諸権利の研究」における研究成果の一部発表。

## 6. 研究組織

(1)研究代表者

田中 由美子 (TANAKA, Yumiko)

独立行政法人国立女性教育会館・客員研究員

研究者番号 : 60571221